

令和7年度(2025年度) 高等学校等給付奨学生募集要項

1 主催

公益財団法人 日本教育公務員弘済会北海道支部

2 後援

文部科学省

3 推薦（応募）資格

北海道内の高等学校等（高等学校定時制課程、同通信制課程、中等教育学校の後期課程並びに特別支援学校の高等部、高等専門学校、及び本会が特に認める学校を含む）に在学し、北海道内に居住する生徒とする。

4 推薦（応募）条件

修学意欲がありながら、学資金の支払いが特に困難と認められる生徒で、校長の推薦を受けた生徒であること。
また、高等学校、中等教育学校後期課程、高等専門学校においては、前期の評定平均値が3.5以上であること。
なお、生徒・親権者からの申請は受け付けない。他の奨学金との併願は可能。

5 募集対象及び募集人数

(1) 募集対象は第1学年（中等教育学校第4学年）、募集人数は100名程度を予定。

(2) 1校につき候補者は1名とする。

※ 同一高等学校の全日制課程と定時制課程は、それぞれ候補者1名を推薦できる。

※ 特別支援学校の分校は1校とみなし、候補者1名を推薦できる。

6 給付金額及び奨学金送金時期

(1) 30万円又は15万円を100名程度に給付する。返還不要とする。

※ 申請金額は30万円として申請していただきます。

(2) 給付金の振込は奨学生名義の口座に12月上旬を予定。

7 申込（申請、応募）方法・期限

(1) 希望者は、在学する学校長に申し出、下記8の(1)～(4)の書類を作成し、(5)の書類を添付して学校長に提出する。

(2) 学校長は、希望者からの提出書類に、(6)高等学校等給付奨学生推薦書（給奨学様式4）を作成、添付し、配達日の追跡が可能な、一般書留や、簡易書留、特定記録郵便、レターパックにて、当財団北海道支部事務局宛に郵送する。

(3) 令和7年9月1日（月）～令和7年10月16日（木） ※当財団北海道支部事務局 必着

8 提出書類 各1通

以下の書類を日本教育公務員弘済会北海道支部ホームページよりダウンロードするなどして作成・入手し提出する。

(1) 給付奨学生申請書（給奨学様式1）

(2) 家庭状況書

(3) 高等学校等給付奨学生自己推薦書

(4) 誓約書

(5) 市町村が発行する親権者の所得証明書（直近のもの）

※ 源泉徴収票、確定申告書は不可。

(6) 高等学校等給付奨学生推薦書（校長の推薦書）（給奨学様式4）

※ 評定については、高校入学後（1学期または前期）の評価を記入してください。

※ 特別支援学校にあっては、評定平均値（5段階平均）の記載は不要です。

北海道支部ホームページ
<https://kyokohokkaido.com/>



9 奨学生の採用決定等

令和7年10月下旬の支部教育振興事業選考委員会の審議を経て、北海道支部長が公益財団法人 日本教育公務員弘済会(本部)に推薦し、理事長が決定する。結果については、在籍する学校長を通じて本人に通知する。

10 届出事項

奨学生が、次の事項に該当したときは、給付奨学生または親権者は、給付奨学生異動報告書（様式10）を届けるものとする。

(1) 給付奨学生が休学、復学、転学、留年、退学、留学したとき

(2) 給付奨学生が停学その他の処分を受けたとき

(3) 給付奨学生が死亡したとき

(4) その他、奨学生の氏名・住所・親権者等の変更があったとき

11 給付金の返還

奨学生が次の事項のいずれかに該当したときは、既に給付した給付奨学金の全額又は一部を返還するものとする。

(1) 奨学金を給付目的以外に使用したとき

(2) 虚偽の申請、その他不正な手段によって給付を受けたとき

(3) 休学、転学、留年の理由が奨学生として適当でないとき

(4) 在学する学校で処分を受け、学籍を失ったとき

(5) その他、奨学生として適当でないと判断されたとき

12. 書類提出先

〒060-0061

札幌市中央区南1条西8丁目1番地1 クリスタルタワー12階

公益財団法人 日本教育公務員弘済会北海道支部

TEL 011-241-9453

FAX 011-241-0756

※ 個人情報の取扱いについて

給付奨学生申請書等にご記入いただいた個人情報は、この事業の運営のためにのみ利用します。